

情報保護評価に関するこれまでの議論の経緯

- 平成23年1月31日
社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針において、プライバシーに対する影響評価を検討する旨が明記された
 - 平成23年6月30日
社会保障・税番号大綱において、情報保護評価の実施が明記された
 - 平成23年8月～平成24年8月
個人情報保護ワーキンググループ（座長：堀部政男先生）の下、情報保護評価サブワーキンググループ（座長：宇賀克也先生）を6回開催
 - 平成24年4月
特定個人情報保護評価指針素案（中間整理）＜行政機関・独立行政法人・機構・情報提供ネットワークシステムを使用する事業者向け＞公表
 - 平成24年11月
特定個人情報保護評価指針素案（中間整理）＜地方公共団体・地方独立行政法人向け＞公表
 - 平成25年5月31日
番号法公布
（情報保護評価に関連する条文は第26条及び第27条）
 - 平成25年8月
情報保護評価書様式案改訂
 - 平成25年12月
特定個人情報保護評価指針（内閣官房案）公表
- ※ 番号法上、情報保護評価の詳細を定めるものとされているのは、特定個人情報保護委員会規則及び特定個人情報保護委員会が定める指針である。一方で、情報保護評価は事前評価制度である（特に海外のプライバシー影響評価ではシステム開発の前までに評価を実施することが求められる）ため、地方公共団体・行政機関等の評価実施機関にとっては早期の対応が必要となる。かかる観点から、平成26年1月1日以前の特定個人情報保護委員会設立前については、内閣官房にて情報保護評価の検討を行っていたもの。
- 平成26年1月
特定個人情報保護委員会設立